

# 全国板カレットリサイクル協議会 規約

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、全国板カレットリサイクル協議会と称す。
- 第2条 本会は全国板カレット事業者並びに事業者団体が相互扶助の精神により公正なる経済活動の機会を確保し、相互の板ガラスリサイクルにおける問題点に技術的且つ組織的に協力し業界の発展、地位の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 本会の地区は全国一円とし、板カレット業者団体並びに板ガラス、合わせガラス、複層ガラス、自動車ガラス、特殊ガラスをカレット原料として取り扱う者を以て組織する。
- 第4条 本会の事務所は、会長会社に置く。

## 第2章 事業

- 第5条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行い、会員相互の緊密なる連絡を図るものとする。
- 1 会員相互の情報交換を行い、円滑なガラスリサイクルを図る。
  - 2 会員の経済的地位向上を図るため団体交渉をすることがある。
  - 3 業界の健全なる発展を期するために調査、研究会を開催する。
  - 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第3章 役員

- 第6条 本会に下記役員を置く。
- |     |    |     |     |
|-----|----|-----|-----|
| 会長  | 1名 | 副会長 | 3名  |
| 会計  | 1名 | 理事  | 若干名 |
| 監査役 | 1名 |     |     |
- 第7条 1, 役員は会員の中より総会において選任する。  
2, 会長, 副会長, 副会長会計, 理事, 監査役は役員の内選により選出する。
- 第8条 役員の内任期は2ヶ年とする。但し再選は妨げない。補欠により選任された役員は前任者の残存期間とする。
- 第9条 1, 会長は、総会並びに役員会の議長となり会務を司る。  
2, 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。  
3, 理事は、会長を補佐し事務を処理する。  
4, 副会長会計は金銭の出納、物品の保管を司る。  
5, 監事は、会計を監査する。
- 第10条 前条役員の内ほか会長が必要と認めたる時は、役員会の承認を得て顧問並びに相談役を置くことが出来る。顧問並びに相談役は、本会の会議に出席して意見を述べることが出来る。

## 第4章 会 議

第11条 定期総会は、年1回開催する。会員数の半数以上の出席又は、委任状をもって成立する。

第12条 臨時総会は会長が必要と認めた時、又は会員の半数以上の請求があった時これを行う。

第13条 総会及び役員会の成立及び議決は出席会員の過半数を以て決する。

第14条 役員会は会長が必要と認めたとき又は、役員半数以上の請求があったとき行う。

## 第5章 会 計

第15条 本会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第16条 会長は、事業年度の終わりにおいて事業報告及び決算報告を作成し、総会に提出し承認を受けるものとする。

## 第6章 加入及び脱退

第17条 本会に入会、又は脱退をするものは、役員会の承認を得るものとする。

第18条 本会は、総会の議決により規約の変更又は解散が出来る。

## 第7章 附 則

第19条 この規約に定めたる事項以外の必要なる事項その他緊急を要する事項は役員会の議決を経て之を実施する。

第20条 本規約は平成18年11月24日より施行する。

以上